

あきる野市一般廃棄物処理基本計画  
【概要版】



令和 5(2023)年 3 月

あきる野市



# 計画の基本的事項

## ◆ 計画改定の趣旨

あきる野市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

あきる野市（以下「本市」という。）では、平成30(2018)年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、市民や事業者、西秋川衛生組合（以下「組合」という。）とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

一方、生活排水処理においては、秋川衛生組合の解散に伴い平成27(2015)年4月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31(2019)年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元(2019)年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元(2019)年5月に策定され、令和4(2022)年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。

近年では、令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

## ◆ 計画期間/点検、評価及び見直し

本計画の計画目標年度を令和14(2032)年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和7(2025)年度であったことから、中間目標年度を令和7(2025)年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間				中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

図 1 計画期間と計画目標年度

# ごみ処理の現状と課題

## ◆ 排出量の実績

### 総排出量

本市の集団回収を含めた総排出量は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までは約 25,100t で推移していましたが、令和 3(2021)年度は減少しています。種類別では、過去 5 年間で可燃ごみや資源(有害ごみ)は減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

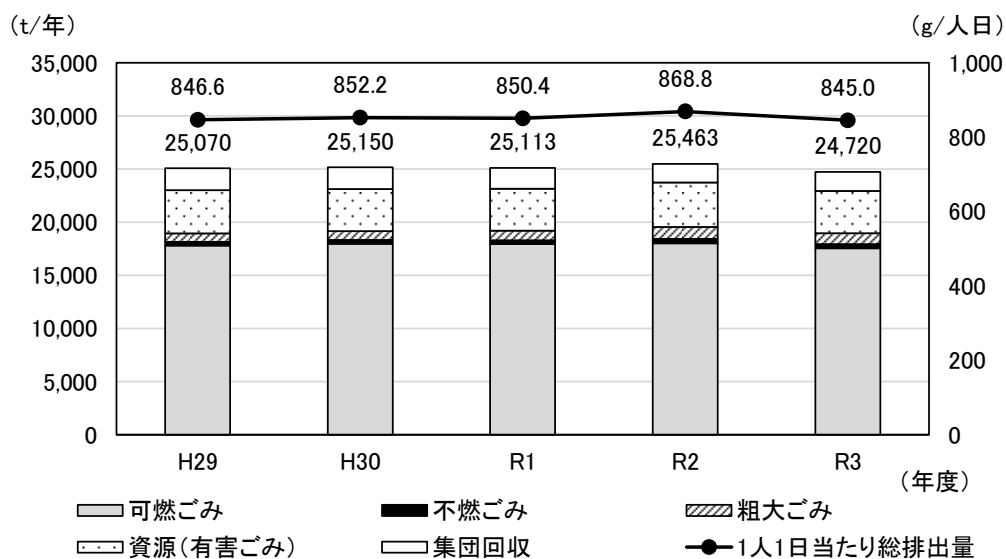


図 2 ごみ排出量の実績

令和 3(2021)年度の排出割合は、可燃ごみが 71.0%を占めており、次に資源(有害ごみ)が 16.0%、集団回収が 7.2%となっています。

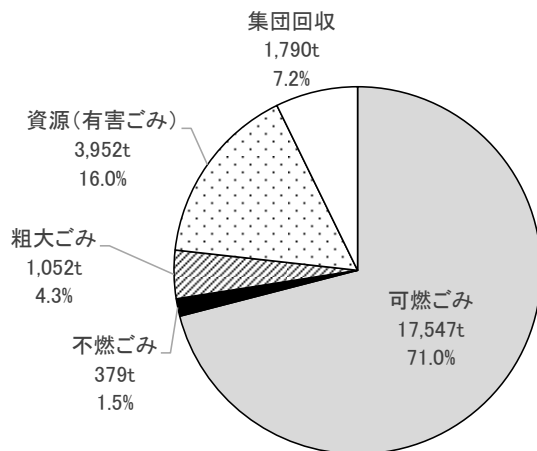


図 3 令和 3(2021)年度の区分別の排出割合

## ◆ 処理・処分の実績

### 熱回収施設への搬入量

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）は平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度まで約 21,000t 前後で推移しています。

表 1 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	20,911	21,257	21,270	21,569	20,661
可燃ごみ t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547
不燃ごみ t/年	352	368	377	438	379
粗大ごみ t/年	806	828	916	1,117	1,052
可燃残渣 t/年	141	143	154	184	171
掘り起こしごみ t/年	1,820	1,922	1,828	1,732	1,450
助燃剤※ t/年	-	43	73	73	62
災害ごみ t/年	0	0	0	24	0
搬出物 t/年	2,903	3,384	3,721	3,801	3,298
焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009
スラグ t/年	1,272	1,887	2,089	2,091	1,676
アルミ類 t/年	20	31	46	42	37
ミックスメタル t/年	0	24	7	0	0
鉄 t/年	272	267	289	261	219
鉄(不燃・粗大) t/年	156	172	178	204	190
非鉄 t/年	10	8	10	11	9
破碎不適物 t/年	188	8	0	104	158

※助燃剤：汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率 70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成 30(2018)年 10 月以前は、民間業者に処理を委託していました。

### リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度まで約 4,000t 前後で推移していましたが、令和 2(2020)年度に増加し、翌年度は減少に転じています。

表 2 リサイクル施設への搬入量の実績

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3	
リサイクル施設搬入量 t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	
搬出物	処理残渣 t/年	141	143	154	184	171
	資源物 t/年	3,832	3,741	3,633	3,781	3,673
	選別有害物 t/年	33	35	35	36	37

### 資源化量と資源化率

資源化率は令和元(2019)年度に 32.8%となりましたが、令和 2(2020)年度以降は減少しています。

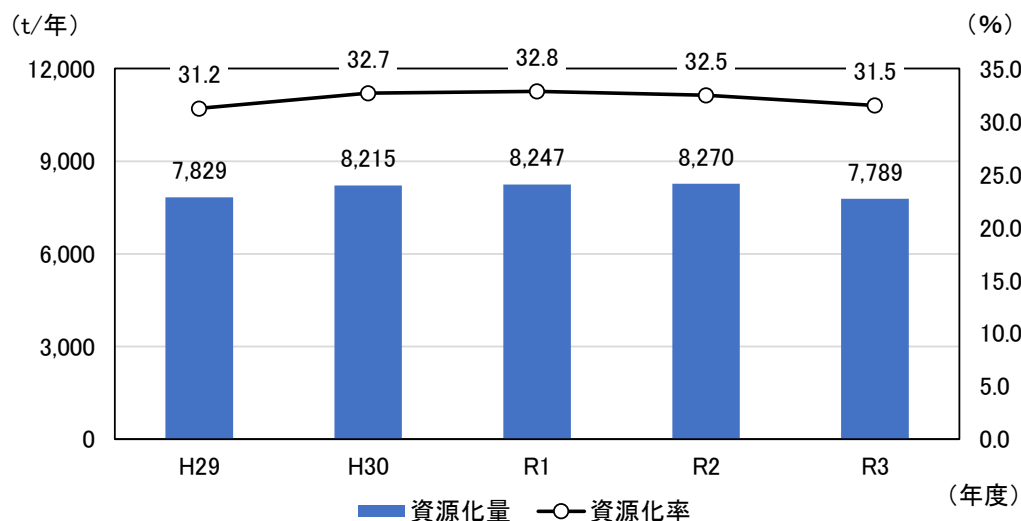


図 4 資源化量と資源化率の推移

### 最終処分

最終処分量は令和元(2019)年度以降、減少しています。

表 3 最終処分量の実績

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
埋立量 t/年	985	987	1,102	1,088	1,009
焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009

# ごみ処理基本計画

## ◆ 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、市民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

## 『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

### 基本方針Ⅰ：

#### 循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

### 基本方針Ⅱ：

#### 適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

#### ○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

#### ○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

### 基本方針Ⅲ：

#### 生活環境・自然環境の確保



適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

## ◆ 目標値

### ◆ 中間目標年度（令和 7〔2025〕年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和 3(2021)年度比で約 39 g/人日削減
- ・ 資源化率：34%
- ・ 最終処分量：令和 3(2021)年度比で約 200 t/年削減

### ◆ 計画目標年度（令和 14〔2032〕年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和 3(2021)年度比で約 95 g/人日削減
- ・ 資源化率：35%
- ・ 最終処分量：令和 3(2021)年度比で約 306 t/年削減

表 4 目標値

	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 (資源除く)	648.7 g/人日	609.3 g/人日 (約39 g削減)	554.0 g/人日 (約95 g削減)
資源化率	31.5%	34 %	35 %
最終処分量	1,009 t/年	809 t/年 (200 t削減)	703 t/年 (306 t削減)

## ◆ 発生抑制・排出抑制計画

### 循環型社会の形成

#### ① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約 600 万 t（平成 30 年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元(2019)年 10 月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和 3(2021)年 3 月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は 16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの 3~4 割程度を占めていると考えられます。

そこで、本市では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、EM菌生ごみ処理容器の貸与、生ごみ堆肥化講習会などを行っていますが、そのほかにも施策を検討し、実施できるよう努めます。





## ② 広報・啓発活動

ごみ処理業務についての情報を、ホームページ等により定期的に発信することで、市民のごみに関する理解を深めていきます。

また、ごみ会議が発行するごみ情報誌「へらすぞう」等で、市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルに関する事例等を紹介するとともに、市民の自発的・実践的な行動を推進していきます。

## ③ 「廃棄物減量等推進員」の運営・推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみ発生抑制の推進及び資源循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物減量等推進員（ごみ会議）を運営・推進していきます。

## ④ 生ごみの減量促進

家庭から出されるごみの3～4割を占めるといわれている生ごみの減量を促進するため、EM菌生ごみ処理容器の貸与、生ごみ堆肥化講習会の開催により市民の生ごみに対する意識改革を行います。また、更なる生ごみの減量について検討していきます。

## ⑤ 落ち葉の堆肥化の推進

有料袋などに入れて、ごみとして排出せず、木の根元などに置いて堆肥にしておくことをごみ情報誌「へらすぞう」などで周知・啓発していきます。

## ⑥ 水切りの徹底

可燃ごみの約50%を占めている水分の減量化に努めることにより、減量化及び収集の効率化と、熱回収施設の燃焼効率の向上が図られます。このため、ごみ情報誌等の広報媒体を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

## ⑦ あきる野環境フェスティバルへの参加

環境保全の取組のPRと普及啓発を図るイベントとして開催するあきる野環境フェスティバルに参加し、フリーマーケットによるリサイクル・リユースの推進、廃棄物減量等推進員（ごみ会議）による資源循環・リデュース啓発などを通して、3R推進のための情報発信を行います。

## ⑧ 廃食油の有効利用の促進

家庭等で不要になった廃食油を石けんとして有効利用することで、資源の循環と生活環境の向上を図ります。

#### ⑨ 省資源化・ロングライフ化の推進

限りある資源を有効活用するため、買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの発生抑制・地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化・ロングライフ化を推進していきます。

#### ⑩ グリーン購入の推進

平成12(2000)年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)を推進します。市では、グリーン購入率の向上を目指し、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めています。グリーン購入に関する情報提供を行うことにより、同法の推進を図っていきます。

#### ⑪ 事業者へのごみ減量啓発

ごみ減量啓発のために行っている事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続していくとともに、中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します。

#### ⑫ 資源分別の徹底

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査によると、一番比率が高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。よって、資源分別の周知徹底を図り、ごみの資源化を図ります。

#### ⑬ ごみの戸別収集・有料化の継続

分別の徹底や排出者責任を明確にすることにより、ごみの減量化・資源化の推進やごみに対する市民・事業者の意識の向上などを図ることを目的とし、現在実施しているごみの戸別収集・有料化を引き続き実施していきます。

#### ⑭ 資源集団回収の推進

資源集団回収は、ごみの減量化及び資源の有効利用と、生活の中から排出される再生利用が可能な資源を市民団体等が積極的に回収・分別することにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚及び地域コミュニティの活性化や環境教育の場の提供が期待できます。

この事業に対して、引き続き、奨励金の交付、優良団体の表彰を行い、資源集団回収を推進していきます。

#### ⑮ 資源回収の充実

現在、資源として収集している缶・金属類、びん類、古紙、布類、使用済小型電子機器、ペットボトル及び白色トレイに加え、プラスチック等の新たな資源化等、資源の回収システムの検討を進め、資源化率の向上を目指します。

## 適正処理・処分の推進



### ① 熱回収

熔融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

### ② 最終処分場再生

令和4(2022)年度まで、埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した熔融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。

## 生活環境・自然環境の確保



### ① 持込みごみの受入

平成28(2016)年4月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

### ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

### ③ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的を実施することにより、安定したごみ処理を行います。

### ④ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画により適正管理します。

## 減量化・資源化のための役割分担



「環境負荷の少ない循環型社会システムの構築」を実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本市では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

## ◆ プラスチック使用製品の再資源化

令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、本市でも、ごみの組成分析調査や市民の意識・行動の把握等の実態調査・分析を行いました。

市民アンケート調査では、「プラスチックごみの分別収集を実施すべき」とする回答は66.1%、「実施すべきではない」とする回答は9.2%でした。この結果により、プラスチックの資源化へ一定の理解があることが分かりました。

一方、ごみの組成分析調査における試算では、本市がプラスチック分別収集を行った場合、助燃剤の役割を果たしていたプラスチックごみの減量に伴い、焼却施設における助燃剤の使用量の増加等が必要になり、リサイクルの手法によっては、CO<sub>2</sub>排出量が増加するという結果となりました。また、組合の構成市町村の全てがプラスチック分別収集を行った場合は、さらにCO<sub>2</sub>排出量が増加することになります。

この点について、廃棄物減量等推進審議会では、CO<sub>2</sub>排出量の増加に対する懸念、ごみ焼却で発生する熱エネルギーによる発電の有効性等から慎重に検討すべきとの意見がありました。

このように、プラスチック使用製品の再資源化には、CO<sub>2</sub>排出量の増加の問題があるほか、助燃剤の購入費やプラスチックの新たな分別収集にかかる委託料等、経費増加という課題もあり、現段階では開始時期を明確にはできない状況にあります。一方で、助燃剤のバイオ化など技術的な進展等により、CO<sub>2</sub>排出量の削減も考えられるため、今後、再資源化に向けてさらに研究を続け、これらの課題が解決された時点で、実施する方向で検討していきます。

# 生活排水処理基本計画

## ◆ 基本方針

### 生活排水に係る理念、目標



豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

### 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや地理的条件などから、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。このうち、公共下水道が整備されない地域においては、合併処理浄化槽設置に対して、費用の一部を補助します。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

なお、下水に流れるし尿は、東京都下水道局の「八王子水再生センター」で処理を行います。

## ◆ 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 5 (2023) 年度を計画初年度、目標年度を令和 14 (2032) 年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

## ◆ 生活排水処理の現状

### 処理形態別人口の現状

本市の処理形態別人口の実績を図5に示します。

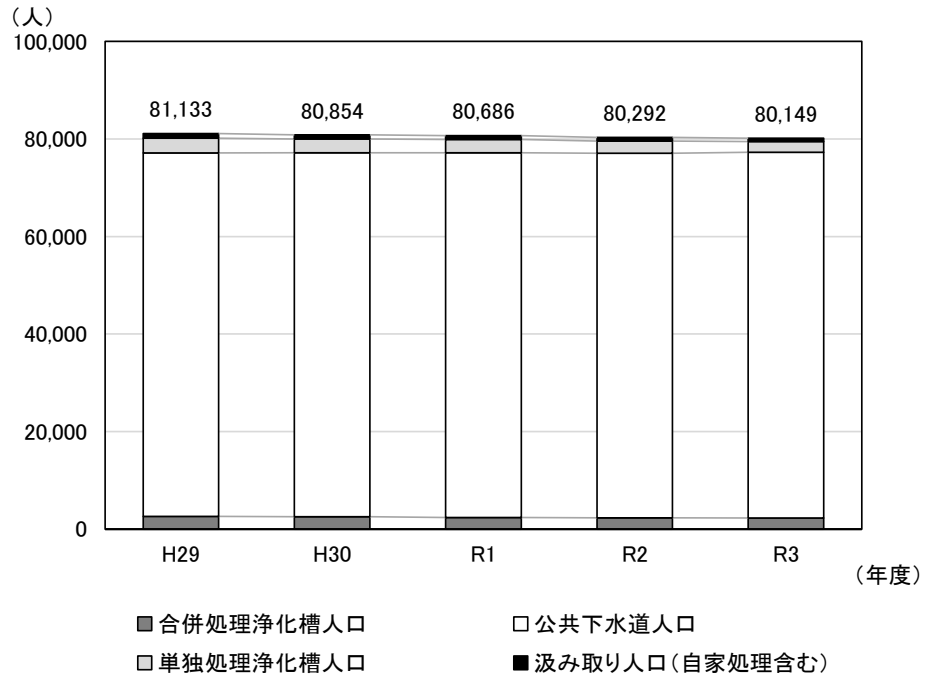


図5 処理形態別人口の実績

### し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を図6に示します。

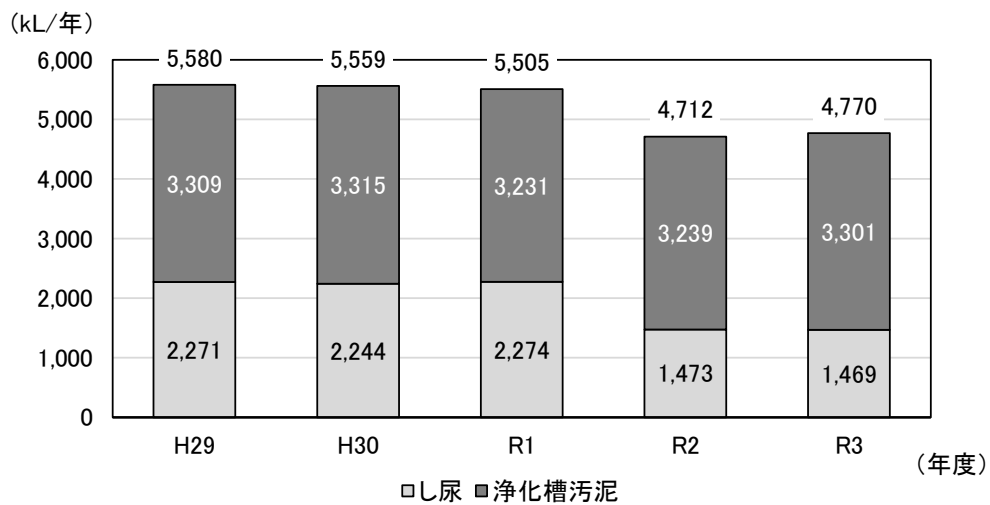


図6 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

## ◆ 基本フレームの設定

### 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を図7に示します。

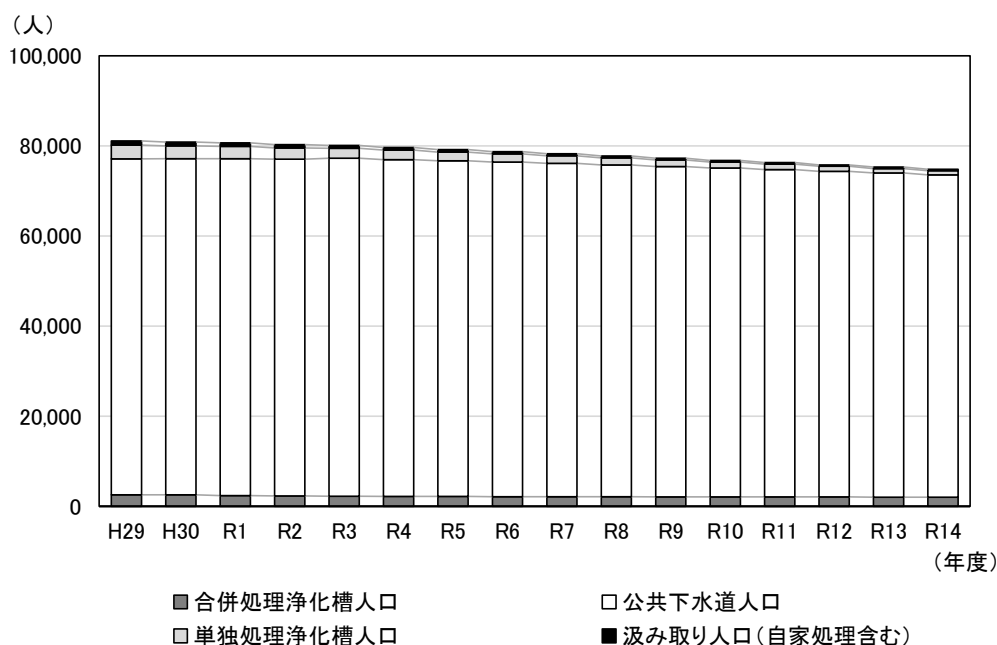


図7 生活排水処理形態別人口の予測結果

### 収集・運搬量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。

表5 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
収 集 人 口	し尿 (人)	677	482	270
	浄化槽汚泥 (人)	4,449	3,820	3,020
	単独処理浄化槽 (人)	2,194	1,651	958
	合併処理浄化槽 (人)	2,255	2,169	2,062
	計 (人)	5,126	4,302	3,290
収 集 量	し尿 (kL/年)	1,469	1,172	656
	浄化槽汚泥 (kL/年)	3,301	2,596	2,157
	単独処理浄化槽 (kL/年)	1,248	838	486
	合併処理浄化槽 (kL/年)	2,053	1,758	1,671
	計 (kL/年)	4,770	3,768	2,813
原 単 位	し尿 (L/人日)	5.94	6.66	6.66
	浄化槽汚泥 (L/人日)	2.03	1.86	1.96
	単独処理浄化槽 (L/人日)	1.56	1.39	1.39
	合併処理浄化槽 (L/人日)	2.49	2.22	2.22

## ◆ 生活排水処理基本計画

### 生活排水処理基本計画

#### ○ 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本市の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

#### ○ 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

#### ○ 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

### 生活排水処理区域計画

本市では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

また、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討を行っています。

### その他検討すべき事項

#### ○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、市民への広報・啓発を行っています。本市では引き続き広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

#### ○ 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本市では引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。



○ 市民に対する広報・啓発

市民に対し、生活排水処理対策の必要性について、引き続き、広報・啓発を行います。

また、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を流さないように啓発し、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、本市では引き続き広報等によりその必要性を啓発するとともに、浄化槽清掃料金の一部を補助し、市民の負担を軽減します。